

## 然別演習場に係る住宅防音区域の指定に関する公告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する然別演習場の周辺地域において、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認める区域（住宅防音区域）を下記のとおり指定し、補助金の交付を行うこととしたので公告する。

### 記

次に示す区域のうち帯広防衛支局に備え置いて縦覧に供する図面に住宅防音区域として示す部分  
北海道河東郡鹿追町中瓜幕及び東瓜幕

備考 上記の区域は、平成24年6月29日における行政区画によって表示されたものとする。

平成24年6月29日 防衛大臣 森本 敏

縦覧場所：

〒080-0016 北海道帯広市西6条南7丁目3  
帯広地方合同庁舎  
帯広防衛支局総務課  
電話 0155(22)1181

本件に関する問合せ先：

〒 0 6 0 — 0 0 4 2 北 海 道 札 幌 市 中 央 区 大 通 西 1 2 丁 目  
札 幌 第 三 合 同 庁 舎  
北 海 道 防 衛 局 企 画 部 防 音 対 策 課  
電 話 0 1 1 ( 2 7 2 ) 7 5 6 9